

山県市監査委員告示第1号

平成30年3月5日付で地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき提出された山県市職員措置請求書に係る監査結果について、同条第4項の規定により別紙のとおり公表します。

平成30年5月2日

山県市監査委員 村瀬 忠 敬

山県市監査委員 吉 田 茂 広

山県市職員措置請求書（消防救急デジタル無線施設整備工事住民監査請求書）の監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

岐阜県山県市

主任代理人

名古屋市中区丸の内3-7-9 チサンマンション丸の内第2 502

弁護士法人 OFFICE シンカイ 大津通り法律事務所

弁護士 浮葉 遼

2 請求の受理

請求人から、平成30年3月5日付で提出された山県市職員措置請求書（別添のとおり。以下、「請求書」という。）は、平成30年3月6日に受付し、所定の要件を具備しているものと認め、平成30年3月9日に受理した。

3 請求の趣旨（原文のとおり）

監査委員は、市長に対し、平成24年9月25日締結の消防救急デジタル無線施設整備工事の請負契約に関し、中央電子光学株式会社及び沖電気工業株式会社から各自金3282万3000円を市に返還させるための必要な措置をとることを勧告するよう求める。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

本件監査においては、山県市（以下、「市」という。）と中央電子光学株式会社（以下、「中央電子光学」という。）との間の平成24年9月25日締結の消防救急デジタル無線施設整備工事の請負契約（以下、「本件請負契約」という。）に関し、沖電気工業株式会社（以下、「沖電気工業」という。）の独占禁止法第3条違反の不法行為により市が損害を被ったとして、市長は違約金請求権又は損害賠償金請求権に基づき必要な措置をとる必要があるかを監査対象事項とした。

2 監査対象部局

消防本部を監査対象部局とし、関係資料の提出を求め、その内容について説

明を受けた。

なお、入札及び契約については、企画財政課が関わること、また、消防の広域化に伴い平成30年4月1日以降、消防業務を総務課が所掌することから、企画財政課及び総務課についても本件請求の監査対象部局に含めた。

3 請求人の陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

しかし、請求人は陳述に出席しないと回答したので実施しなかった。

4 関係人の陳述

市に対して、地方自治法第199条第8項の規定に基づき、平成30年4月17日及び4月25日に陳述の機会を設けた。市側の出席者は次のとおりである。

4月17日

総務課長 渡邊佳宏、企画財政課長 久保田裕司、総務課主幹 浅野浩昭、
総務課課長補佐 藤根 好

4月25日

総務課長 渡邊佳宏、総務課主幹 浅野浩昭、総務課課長補佐 藤根 好

5 事実の確認

請求人は、本件請求書の第2監査請求の理由において、「1 監査請求にかかる契約」及び「2 公正取引委員会による排除措置命令及び課徴金納付命令」について述べているが、この点に関しては、市側の関係人陳述において市も認めているので、争うことない事実であることを確認した。

6 請求理由に対する市側の主張

(1) 「3 市の有する債権 (1)中央電子光学に対する債権」について

請負契約に基づく違約金請求権について、請求人は、中央電子光学が「代理店等」に該当し、市は中央電子光学に対し、請負代金額の10分の2であ

る3282万3000円の違約金請求権を有すると主張する。

一方、市は、中央電子光学がこの「代理店等」に該当するか確認するため、公正取引委員会に対し、行政文書開示請求書を提出したが、平成30年4月23日に不開示の決定通知を受理したので、現時点では中央電子光学が「代理店等」に該当するか断言できないと主張する。

また、不法行為による損害賠償責任について、請求人は、中央電子光学と沖電気工業は共に入札談合を行っていたので、当該不法行為により市が被った損害額は請負代金額の10分の2である3282万3000円であり、同額の損害賠償請求権を有すると主張する。

一方、市は、本件請負契約の受注者である中央電子光学は、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた沖電気工業と特約店の契約を締結しているが、独自に積算し、適正に応札していると弁明する書類を提出し、否認していることから、中央電子光学が談合に関与したか否かについて、公正取引委員会に行政文書開示請求書を提出したが、不開示の決定通知を受理したので、現時点では中央電子光学が入札談合を行っていたと断言できないと主張する。

(2) 「3 市の有する債権 (2)沖電気工業に対する債権」について

① 請求人は、沖電気工業は中央電子光学との共同不法行為により市に損害を与えたのだから、沖電気工業が市に与えた損害額は、中央電子光学と同様に3282万3000円であり、同額の損害賠償請求権を有すると主張する。

一方、市は、公正取引委員会に対し、行政文書開示請求書を提出したが、不開示の決定通知を受理したので、現時点では中央電子光学が「代理店等」に該当するか否かが明確にならない限り、共同不法行為については断言できないと主張する。

② 請求人は、市が、沖電気工業に対して債権を有するか否かについては、沖電気工業は不法行為を行った者であり、不法行為に基づく3282万3000円の損害賠償を請求できると主張する。

一方、市は、沖電気工業に対し、損害賠償の請求をするには損害額を確定する必要があるが、損害額を積算するための資料等を収集している状況であり、損害額については確定できていないと述べている。

7 監査委員の合議

山県市監査委員2名は、5月2日に合議を行い、本監査結果に至った。

第3 監査の結果

本件請求に関する請求人の主張には、理由がないものとして棄却する。

理由は次のとおりである。

(1) 当該入札における談合事実の有無について

請求人は、本件請負契約は、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反とされ、沖電気工業に課徴金の納付が命令されたことを理由に、当該入札において談合による不正が行われたとし、中央電子光学は公正取引委員会が認定した「代理店等」に該当することから、市は、これによって損害を被ったとして、損害賠償を請求するなどの必要な措置をとることを請求する。

一方、市は、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた沖電気工業と特約店の契約を締結している中央電子光学から、談合を否認する弁明書を受理している。

また、市は、中央電子光学が談合に関係したか否かについて、公正取引委員会に行政文書開示請求書を提出したが、不開示の決定通知を受理している。

以上により、現時点においては、当該入札において、中央電子光学が談合に関係したという証拠は認めがたい。

(2) 本件請負契約による損害について

請求人は、談合があったことによって、市が、中央電子光学及び沖電気工業から損害を受けたことにより、損害賠償請求権を有すると主張する。

中央電子光学については、同社は、公正取引委員会の排除措置命令の直接

の名宛人とはなっていないが、同命令の「代理店等」に該当し、実質的には本件請負契約の第47条の3第1項及び第2項に該当し、市は請負代金額の20%である3282万3000円の違約金請求権を有すると主張する。また、独占禁止法第3条違反による不法行為によって市が被った損害額は、請負代金額の20%であり、市は3282万3000円の損害賠償請求権を有すると主張する。

沖電気工業については、同社は、公正取引委員会の排除措置命令の直接の名宛人であり、中央電子光学との共同不法行為により市に中央電子光学と同額の損害を与えたのだから、市は3282万3000円の損害賠償請求権を有すると主張する。

市と中央電子光学との請負契約条項には、公正取引委員会が排除措置命令及び課徴金納付命令を出した場合、命令確定後に契約金額の20%を違約金として支払うという規定がある。

しかしながら、本件請負契約の受注者である中央電子光学は談合を否認しており、公正取引委員会の文書等からも中央電子光学が談合に関係したという証拠は認めがたい。

また、沖電気工業に対する公正取引委員会の排除措置命令及び課徴金納付命令は確定しているが、同社は、本件請負契約の受注者ではなく、中央電子光学と談合した事実も認めがたい。

(3) 市の対応について

市は、公正取引委員会へ情報開示請求、他自治体の動向などの情報収集及び消防庁が取りまとめた資料により損害額を調査している状況であり、現時点では、相手方も請求する金額も確定していない。

しかしながら、市は、本件の消滅時効の期間も考慮して、中央電子光学及び沖電気工業に対する損害賠償請求を放棄しているわけではなく、請求ができる状態になれば請求したいと考えていると述べている。

以上により、市は、公正取引委員会の排除措置命令及び課徴金納付命令の対象となった本件請負契約において市が被った損害について、損害賠償を請

求する方針であると認められる。また、損害額と相手方の確認について、必要な調査をしていることは明らかであるといえる。

以上のことから、請求人の主張する、中央電子光学及び沖電気工業に対する違約金又は損害賠償金の請求について、市は損害賠償請求する方針であるとしていることから、その請求について、違法又は不当に怠っているとは認められない。

平成30年5月2日

山県市監査委員 村瀬 忠 敬
山県市監査委員 吉 田 茂 広

(別添)

住 民 監 査 請 求 書
山 県 市 職 員 措 置 請 求 書

平成30年3月5日

山 県 市 監 査 委 員 殿

監査請求人の表示 別紙監査請求人目録記載のとおり。

第1 監査請求の趣旨

監査委員は、市長に対し、平成24年9月25日締結の消防救急デジタル無線施設整備工事の請負契約に関し、中央電子光学株式会社及び沖電気工業株式会社から各自金3282万3000円を市に返還させるための必要な措置をとることを勧告するよう求める。

第2 監査請求の理由

1 監査請求にかかる契約

山 県 市 (以下、「市」という。)は、消防救急デジタル無線施設整備工事(以下、「本件工事」という。)を指名競争入札の方法により発注した。

これに対し、中央電子光学株式会社(以下、「中央電子光学」という。)、沖電気工業株式会社(以下、「沖電気工業」という。)、及び株式会社富士通ゼネラル(以下、「富士通ゼネラル」という。)が入札し、その結果、中央電子光学が、1回目の入札で、1億5630万円で落札した。

そして、市と中央電子光学は、平成24年9月24日、下記内容の消防救急デジタル無線施設整備工事の請負契約(以下、「本件契約」という。)を結んだ。

イ 請負代金 1億6411万5000円(消費税込み)

ロ 受注者に独占禁止法違反行為による排除措置命令(47条の2第1項第1号)、あるいは課徴金納付命令(同項第2号)が確定した場合、受注者は、発注者に対して、合わせて請負代金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない(47条の3第1項、第2項)。

2 公正取引委員会による排除措置命令及び課徴金納付命令

公正取引委員会は、平成29年2月2日、富士通ゼネラル、日本電気株式会社、沖電気工業、日本無線株式会社、株式会社日立国際電気、(以下「日立国際電気」という。)に独占禁止法第3条違反(以下、「本件談合」という。)があったと認定し、これら関係5社に排除措置命令(平成29年(措)第1号)を、日立国際電気を除く4社に課徴金納付命令(平成29年(納)第1号ないし4号)を行った。

上記の排除措置命令及び課徴金納付命令は、富士通ゼネラルになされたものを除き、それぞれ確定した。

3 市の有する債権

(1) 中央電子光学に対する債権

(ア) 請負契約に基づく違約金請求権

中央電子光学は、上記排除措置命令及び課徴金納付命令の直接の名宛人とはなっていない。しかし、公正取引委員会の認定によれば、「入札等において落札すべき価格は、(中略)代理店等に落札させる場合には当該代理店等と相談して決定する」とされているところ、中央電子工学はこの「代理店等」に該当し、さらに、談合により本件工事の価格の公正が害されたと認定されているから、実質的には、本件契約47条の3第1項、第2項に該当する。

よって、市は中央電子光学に対し、請負代金額の10分の2である3282万3000円の違約金請求権を有する。

(イ) 不法行為による損害賠償責任

I 上記の通り、中央電子光学は、沖電気工業と共に入札談合を行っていたので、独占禁止法3条違反として、不法行為責任を負う。

II 当該不法行為によって市が被った損害額

本件契約47条の3第1項、第2項所定の定めは、損害賠償額の予定の規定(民法420条1項)と解すべきであるから、当該不法行為によって市が被った損害額は、請負代金額の10分の2である。大阪高裁平成22年8月24日判決(平21(行コ)154号事件)も、本件約款と同趣旨の規定について、損害賠償額の予定の規定と解釈している。

Ⅲ したがって、市は中央電子工学に対して、請負代金額の10分の2である3282万3000円の損害賠償請求権を有する。

(2) 沖電気工業に対する債権

沖電気工業は、排除措置命令及び課徴金納付命令の名宛人であって、まさしく談合の当事者として独占禁止法違反行為を行っていた者である。

したがって、中央電子光学と同様、市に対して不法行為責任を負う（中央電子光学とは、共同不法行為となる）。

沖電気工業は、中央電子光学との共同不法行為により市に損害を与えたのだから、沖電気工業が市に与えた損害額は、中央電子工学と同様に3282万3000円である。

したがって、市は沖電気工業に対して、3282万3000円の損害賠償請求権を有する。

第3 結論

以上の通り、市は、中央電子光学及び沖電気工業に対して上述の債権を有しているにも関わらず、何ら措置をとっていない。よって、地方自治法242条第1項の規定により、下記資料を添え、監査請求の趣旨記載のとおり請求を行う。

添付書類

- 1 平成29年（措）第1号排除措置命令書
- 2 工事請負契約書
- 3 工事請負仮契約書
- 4 入札執行調書
- 5 平成29年（納）第3号課徴金納付命令書

(証拠書類は省略)

(注) 請求書は原文のまま掲載した。

別紙

監査請求人目録

住所 山県市 [REDACTED]

職業 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

